

# 第6期障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画（素案） に対するパブリックコメントのまとめ

意見の概要	パブリックコメント 用計画(案)対応 ページ	市の考え方
1 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の評価指標について 自立生活援助も単身の障がいのある方、疾病や障がい等で家族の支援を受けられない障がいのある方には必要な資源かと思うので指標に追加したほうが良いのではないかと思います。	1章 3ページ	本項目につきましては、都道府県の計画による成果目標と連動して記入をさせていただきます。しかしながら、地域のニーズとして必要があれば（現状では、過去3年以上利用実績なし）、指標化も考えていくべきことと認識はしていますので、今後の状況やニーズをしっかりと見ながら設定について考えてまいります。
2 地域生活支援拠点の整備の評価指標について地域相談支援、短期入所に加えて自立生活援助も追加すべきではないかと思います。	1章 4ページ	来年度から実際に運用されていく中で、ニーズを見ながら指標の設定を考えてまいります。
3 (6)相談支援体制の充実・強化について ここで挙げられている機能は基幹相談支援センターに求められている機能かと思えます。その上で、国が示している指定計画相談、市町村委託相談、基幹相談のいわゆる「三層構造」の体制を構築することが充実強化に繋がっていくのではないかと思います。今一度、「三層構造」の整理が必要なのではないかと思います。	4章 35ページ	相談体制の「三層構造」の整理については、総社市自立支援協議会や各連絡会を通じて、調整をはかりながらよりよい体制づくりを目指してまいります。
4 地域移行支援について令和元年度は1名利用実績があったはずかと思えます。	4章 46ページ	計画の策定にあたっての実績は、3月提供分（令和2年度は9月提供分）を集計しております。ご指摘の1名は令和元年の7月～9月の利用であったため、実績は0名となります。
5 放課後等デイサービスについて見込み量が増加になっていますが、現状として総社市内の放課後等デイサービスの事業所に空きがなく、待機しても数年待たないといけない状況があります。一方、市内の事業所に市外から利用されている状況もあるように思えます。総社市内の放課後等デイサービスに市外からの利用者がどの程度利用しているかを把握し、市内で利用したくても利用できず、待機されている利用者がどの程度いるかを把握することで、③見込み量を確保するための方策をとることができるのではないかと思います。	4章 48ページ	総社市内の障がい児通所事業所全体としては空きがある状況ですが、利用を希望する事業所に空きがなく、サービス利用に至っていない方もおられると認識しています。また、市外の事業所を利用される総社市の方もおられます。制度上、総社市内の事業所を市外の方が利用することの制限はできませんが、49ページ③に記載のとおり、個々の障がい児にふさわしいサービス提供者を選ぶことのできるよう情報提供を行い、圏域内の多様な事業所を有効に利用していただくことでサービス量の確保を図ってまいります。
6 成果目標に「①福祉施設の入所者の地域生活への移行」をあげているにもかかわらず、今後、新設される見込みがない施設入所支援の見込量を増加としていることに疑問を感じる。待機登録者を含め、施設入所者が、自分ののぞむスタイルで生活を送ることのできる体制づくりが求められているのではないか。	1・4章 3・44ページ	成果目標①～⑦は国が設定した全国共通の目標であり、1.6%の削減という成果目標に則った場合、令和5年までに施設入所者を2名減少させることとなります。しかし、施設入所の希望者が24名待機（R2.12現在）し、過去5年間で60人から67人に入所者が増加している総社市の現状で見込量を減少させることは、地域の実情に見合っていないと判断したため、県にも相談のうえ、施設入所の見込量は増加としております。
7 上記と同様で、成果目標に「①福祉施設の入所者の地域生活への移行」とあげているにもかかわらず、施設入所支援の見込量を増加し、地域移行支援の見込を「1」としていることは成果目標と矛盾している。	1・4章 3・46ページ	見込量は過去の利用実績をもとに設定しています。
8 “自立支援協議会”の表記を”総社市地域自立支援協議会”と訂正	1章 4ページ	表記を訂正いたします
9 成年後見制度”利用支援事業”の説明となっていない。 (参考)障害者総合支援法第77条第1項 (市町村の地域生活支援事業) 四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業 (参考)障害者自立支援法施行規則第65条の10の2 (法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める費用) 第六十五条の十の二 法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用の全部又は一部とする。 一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項及び第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求に要する費用 二 前号の審判に基づく登記の嘱託及び申請についての手数料 三 民法第八百六十二条(同法第八百五十二条、第八百七十六条の三第二項、第八百七十六条の五第二項、第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報酬 四 前三号に掲げる費用のほか、成年後見制度の利用に関し必要となる費用であつて、市町村において支給することが適当であると認められたもの	4章 57ページ	計画内で唯一、成年後見制度に言及する箇所であるため、成年後見制度自体の説明を行っております。利用支援事業は成年後見制度の利用に係る費用を支援するものであるため、「成年後見制度利用支援事業では、費用の補助を受けなければ制度の利用が困難な障がい者に対し、係る費用を支給します」との記載を追加いたします。

意見の概要	パブリックコメント 用計画(案)対応 ページ	市の考え方
<p>共生型サービスについての記述がない。(第3期総社市障がい者計画にも記述なし)</p> <p>(参考)白鷹町第5期障がい福祉計画 第4章サービス必要量の見込み ④地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、高齢、障がいなどの枠を超えた横断的な支援を行うことができる「共生型サービス」が、介護保険、障がい福祉それぞれに位置づけられました。サービス利用者のニーズや、サービス提供事業者の状況を踏まえながら、障がい者の方が高齢になっても使い慣れた環境においてサービスを利用し生活できるよう、支援体制の構築に向け検討を進めていきます。</p> <p>(参考)江戸川区第5期障害福祉計画 第1章 第5期…… 2 障害者総合支援法について (3)共生型サービスの創設 「地域共生社会」の実現に向けて、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律」が平成29年(2017年)6月2日に公布され、平成30年(2018年)4月1日より施行されます。高齢の方と障害のある方が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に共生型サービスが創設されます。</p>	<p>全般</p>	<p>共生型サービスにおける重層的な支援体制については、本計画においてもライフステージを通じた一環した支援の中でも掲げているため、今後についても引き続き取り組んで参ります。</p>
<p>10</p> <p>自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のないあらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会を構築していく必要があります。 私は精神障がい者の当事者です。 総社に引っ越してきて、まもなく状態が悪くなり、約半年間の長期入院して、今、退院して1ヶ月程になります。今は、訪問介護、ヘルパー、B型事業所まーなどの助けを借りて、やっと落ち着いてきたところです。 精神障害には、多様性があり、誰ともうまくやっていくのは難しく、それでも人とのつながりは欲しくて難しいところ です。 それで月に一回程度、精神障害(他の障がい者も含む)の当事者を集めて茶話会を設けるのはどうかと思っています。そして、少しずつ慣れてきたら将来的には地域の人にも参加していただき、親睦をしていけたらいいなと思っています。その場合、市役所福祉課の人、もしくは社協の人を入れて、司会進行していただければ有り難いところです。 難しいことも多々あると思いますが、これは私の希望です。</p> <p>11</p>	<p>4章 29ページ</p>	<p>いただいたご意見のとおり、精神障がいの方を取り巻く環境が難しいということは認識しております。本計画の中でも障がい者が、地域で一生を生きていくためには、その地域の方々の協力が必要不可欠であり、地域と行政が一体となって、支援していく体制が必要であると記載しております。関係機関ともその課題を共有し、地域で暮らしやすくなるような取組みを協議していきたくと思います。</p>